令和4年度 第2回静岡市健康福祉審議会地域福祉専門分科会 会議録

1 開催日時

令和4年9月29日(月)18時30分から20時15分

2 開催場所

静岡市地域福祉共生センターみなくる 会議室2

3 出席者

江原勝幸委員、朝比奈伸江委員、天野育子委員、石田幸彦委員、川島徹也委員、佐々木敏 和委員、滝和子委員、古井慶治委員、増田樹郎委員、若月雄介委員

- 4 傍聴者:なし
- 5 議事
 - (1) 開会
 - (2) 参与兼福祉総務課長挨拶
 - (3) 議事

「審議事項]

①第4次地域福祉計画の計画策定について

- (4) 閉会
- 6 会議内容
 - (1) 開会
 - (2) 参与兼福祉総務課長挨拶
 - (3) 議事

[審議事項]

①第4次地域福祉計画の計画策定について

○江原会長 それでは、これ以降は、私のほうで進行させていただきます。

それでは、早速ですが、まずは次第の3、議事の審議事項の「第4次地域福祉計画の計画策定について」このうち資料1の概要版について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 福祉総務課の宮崎です。座って説明させていただきます。お願いします。

令和5年度版の第4次地域福祉計画案の策定についての御説明となります。 資料1は計画概要版の案となりまして、資料2は計画全体版の案となっております。

まずは、資料1、概要版を使って御説明します。

昨年度から計画の骨子案について、委員の皆様には御意見を伺い、市社協さんと案を作成してまいりました。現行計画である、第3次計画の取り組み実績や市民アンケート等から課題分析を行い、第4次計画においての基本理念と基本目標の5つを打ち出しまして、方向性を出してまいりました。計画としての形を整えまして、概要版計画素案として、今後パブリックコメントで市

民意見を伺う予定です。今回は計画の中身について、現段階のものを御説明 いたしまして、皆様から御意見をいただきたいと思っております。

資料1の1ページからです。

計画の概要についてです。計画全体版でいいますと、第1章に掲載する内容を、ここではまとめております。計画の趣旨として、誰もが安心して暮らしやすい地域社会を目指すものであり、住民主体の行動計画であるということ。そして、支える側、支えられる側の垣根を超えて、助け合い、支え合うことを目指す地域共生社会の実現を目標にしているということ。あとは、住民主体ということですけれども、住民だけでなく、行政、市社協、地域の関係団体や民間事業者の方々と連携して計画を推進していくものという御説明になっております。

次に、計画の位置づけですけれども、社会福祉法において、市町村の地域福祉に関する事項を定める上位計画ということと、市の他の計画とも整合を図りながら策定すること。また、市と市社協の両方の計画で、地域福祉基本計画であるということを御説明しています。

続いて、SDGsの理念にある誰一人取り残さない社会というものが、地域 共生社会の理念とも合うものですから、この計画をつくる上でも、SDGs の関連分野の目標に沿っていることを記載しております。

計画の期間は、市の総合計画に合わせて8年間です。

第4次計画の特徴としまして、第3次計画からの改定のポイントとしては、成年後見制度利用促進計画を内包して、一体的に推進できるようにしたこと。また、重層的支援体制整備事業について、本市の取組について具体的に記載したこと。他には、現行計画の第3次の理念を踏襲しつつも、3つの基本目標から5つに細分化したことにより、より具体的に目標を示したこと。また、その目標については、動詞型でも併記することによって、行動計画としての意味合いを強調した点。あとは、計画策定に当たって地域づくりや人づくりも大事ですけれども、まずは、その根本となる意識づくりからということで整理しまして、全世代向けに福祉教育を進めることが、地域課題に気づく意識の情勢につながると考えまして、目標として1つ特出しをしたというところが主な特徴です。

2ページから4ページは、3次計画の振り返りとなっております。

前回の分科会でもお示ししましたが、現在の計画について、基本目標ごとに 成果指標の実績と取組について課題を整理したものになっております。

それらを踏まえて5ページになります。

市民アンケートの結果や市社協の地区懇談会の結果、第3次計画の振り返りをして、市の現状と課題をまとめました。まとめた結果としては、困りごとはライフステージごとに変化し、対応が複雑化しており、地域の結びつきの弱まりや担い手不足、福祉教育の重要性といったことも課題として見えてき

まして、それを解決するための手段として、必要なことをまとめたのが下段 の説明になっております。

相談窓口の充実ですとか包括的支援体制整備、地域力の強化や担い手の育成 や生涯活躍の場づくりなど、分野別に分けまして、それらがこの後の5つの 基本目標につながっていくことになります。

続いて、次の6、7ページをあわせて御覧ください。

基本理念と基本目標5つをこのようにまとめてあるというページです。3次計画の流れをくみつつも、地域の概念ですとか自分らしさの概念は皆違うので、ここで暮らし続けたいという要素を強調しまして、今回の基本理念の形になりました。目標についても、現在、3つだったものを5つに細分化したことにより、具体的に方向性を明らかにした点ということで、意識づくりを1つの目標として位置づけたところが、4次計画等の改定のポイントになります。

8ページ以降の5つの基本目標については、この概要版ではなく、後ほどの 計画素案の本書で詳細を御説明させていただきます。

続いてめくっていただきまして、13ページの成年後見利用促進計画についても、後ほどの計画素案で詳しく御説明をいたします。

ですので、14ページを御覧ください。

今後のスケジュールになります。本日の会議の後、12月以降に市民向けにパブリックコメントを実施しまして、広く意見を募集します。その内容を必要に応じて計画に盛り込みまして、計画の修正をいたします。最終版の形で2月頃、また、この専門分科会にお諮りしまして、承認をいただいた上で冊子の完成を目指します。

概要版最後のシートは参考ですけれども、今年度が第3次計画の後期実施計画の最終年度になっておりまして、基本目標ごとに各課に関連する個別事業の評価をまとめて総合評価を見込みで出したものになります。第3次計画の後期実施計画は、おおむねB以上の達成度となっておりまして、目標どおりの達成見込みと分析しております。概要版については以上になります。

基本目標1から5の詳しい説明については、この後、資料2の計画素案を使用して説明しますので、その質問や御意見をいただく場合は、今御説明した範囲の中での話題でお願いしたいと思います。

○江原会長 ありがとうございました。ただいまの概要版の今の説明について、御質問、御 意見等はございますでしょうか。お願いいたします。

よろしいでしょうか。これから資料2を使って中身をより説明していただくということですので。概要版については、これでよろしいということで。

○増田委員 本体が先に説明されて概要版になると、概要版のよしあしが分かったかもしれません。ですから、後ほど、またフィードバックするということでどうでしょう。

○事務局

はい。分かりました。それで大丈夫です。ありがとうございます。

○江原会長

では、この後の説明を聞いた上で、また概要版についても御質問等があれば、お願いします。ありがとうございました。

それでは、続きまして、その基本素案について、事務局から説明していただきますが、ボリュームが多いので、2回に分けて説明していただくということです。まずは第1章、第2章について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

では、計画の本書について資料2を御覧ください。

まず第1章、第2章についての御説明となります。第1章の3ページから6ページは、先ほど概要版の冒頭で説明したことと同じになりますので、この場では省略させていただきまして、

8ページ以降のところから具体的に御説明させていただきます。

ここでは、市の現状として、様々な分野の統計情報を掲載しております。少 子高齢化や認知症高齢者、また、高齢者のみの世帯の増加などの課題を上げ てあります。また、生活困窮やひきこもりなど、支援を必要とする人の状況 や、昨年度の市民アンケートで取りましたボランティアの状況ですとか、地 域活動について参加状況など、地域福祉に関わるデータを集めております。

グラフのページが続きますけれども、23ページ以降の御説明ですけれども、こちらも先ほどの概要版で記載しました基本目標ごとの振り返りの内容となっておりますので、細かい説明は省略いたしますけれども、現行の第3次計画の取組の評価としてまとめております。資料の構成の事情で、すみません。本当は見開きで基本目標1の説明とグラフっていう形にしたかったんですけど、今日はめくっていただく形になってしまって申し訳ないのですが、今後、また修正をしまして、見開きで基本目標の説明のグラフが見えるような形に修正します。

それらで現状と課題をまとめまして、30ページ以降が第1章のまとめの部分となってきます。今後の取組に必要な視点ということでまとめておりまして、5つの方向性が浮き彫りになってきたという内容となっています。

1つ目は、地域住民の課題に気づき、考え、行動できる「意識」という視点が必要。2つ目が、支援が必要な人に適切な支援が届く「しくみ」という視点が必要。あとは、一人一人が生きがいを持ち、誰もが参加できる「地域活動」、様々な世代の担い手が育ち、地域活動の主体となる「人」という視点、地域の多様な主体が連携し、助け合いが循環する「つながり」が必要という視点、これらの5つの視点というのをまとめまして、30ページの下の部分では、先ほど概要版でも御説明したとおり、意識づくりの部分を今回、重要なポイントとしてまとめておりまして、まずは、地域住民が自分の住んでいる地域の課題に気づき、考えて行動できる意識が必要だということで、御説明が書いてあります。

続いて、31ページが、これからの8年間で、この計画においてどんな地域を思い描くのかという基本理念につながるような書き方をしております。あるべき姿として、誰一人取り残されることなく、静岡市に暮らす全ての人が、その人らしく生きることができ、住み慣れたその場所にこれからも住み続けたいと思うことができる地域づくりを、住民が主体となって目指しますということで、これだとちょっと長いものですから、今回、「だれもがここで暮らしつづけたいと思う地域をめざして」、サブタイトルとして、「誰一人取り残さない みんなのしあわせを しずおかで」というふうに打ち立てました。

第2章で、これから詳しく基本理念とそれを実現するための基本目標について詳細を書かせていただいております。ここでコラムのような形で、まずどのようにしてこの計画を策定していったかですとか、めくっていただいて、地域の概念というのを説明する必要があると思うので、圏域の説明文を載せたいと考えております。こちらはまだ作成中でして、空白になっております。

33ページが、誰が進める計画なのかということで、市民と行政、市社協の 役割について、皆さんで計画を進めていくものですよというような、それぞ れの役割を再確認しているページとなっております。

これで第1章は一応終わりとなります。

引き続いて、34ページ以降の第2章の御説明をさせていただきます。

1章の最後の部分で、基本理念を導いてきた形でつくっておりまして、第2章の最初で、基本理念を詳しく説明しております。こちらが前回の専門分科会でも出した資料ですので、詳しい説明は省略しますけれども、基本理念がシンプルな言葉の意味、言葉にしておりますので、その言葉の意味に、どのような思いを込めているかというのを、ここで詳しく説明しているページになっております。

続きまして、めくっていただくと、施策体系ということで、基本理念があって、それぞれの5本柱、動詞型として育む、寄り添う、参加する、活かす、続けるということと、あと、それぞれにぶら下がっている小目標という形で、 取組の視点が2つとか3つずつ並んでおります。

37ページは、まだこちらも完成版ではないのですけれども、5つの基本目標が、どういうふうな形で整っているかというものを仮でつくったものになっておりまして、意識づくりを人の手として具体としておりまして、3つの人づくり、場づくり、つながりづくりが循環している。真ん中のハートの部分が、つまり核となっている仕組みづくりというような図となっています。これをこのまま使うかはまだ分かりませんけれども、今後、冊子を作るに当たっては業者にもデザインを依頼すると思います。

では続きまして、具体的なところの御説明として、38ページ以降になります。計画を推進するための取組として、それぞれの基本目標について詳細が

書いてあります。具体的なこの全体的に統一している掲載スタイルとしては、まず基本目標に対して取組の視点というのがあって、それを具体的にどのように進めるかという説明書きをしています。その中で主に誰がやるべき行動かという役割を、住民だとか行政、市社協などと括弧書きでもお示ししています。

具体的な事業という矢印で二、三挙げているんですけれども、ここに掲載しているのは、あくまでも例で、各課で持っている細かい事業については、4年ごとの前期後期の実施計画の中で掲載しようと思っております。

本来、この取組の視点の説明文のところが、計画全体を整理する上でとても 大切な部分なので、一つ一つ文章を読みながら確認をしていきたいところな んですけれども、お時間もないので、簡単な御説明をさせていただきます。

まず基本目標1は、意識づくりについてということで、取組の視点は2つで、まず1つ目が、個人単位で隣の方や周りの人の境遇など、違いに気づくということになっています。取組の視点が2つで、一人一人の気づきを促すために、市や市社協が地域福祉に関連する事業や取組を周知するということです。第1章でも掲載したんですけれども、アンケートの部分で、市の福祉施策についての認知度というのが低くて、行政が福祉の関連事業で何をしているのかが分からないという声が非常に多かったということを受けまして、広報や情報発信の根本を見直すなど、届く広報を意識して、地域の皆さんが多様性について知るきっかけを少しでもつくりたいというのが、取組の視点の1-1となっています。

39ページの取組の視点1-2ですけれども、これは1が気づきだったんですけれども、それを行動に移すという判断になります。一人一人ができることは小さかったとしても、例えば譲り合い駐車場の存在を知って、そこを譲るようにするだとかであっても、それも含まれるとしています。ただ知るというだけじゃなくて、それを行動に移せるようにするというのが、この目標になっています。具体的には、福祉教育の推進ということで、教育と聞くと、学校現場をイメージされると思いますけれども、それだけではなくて、どの世代においても、行政について考えるきっかけを持つことというのを進めていきたいと考えております。

意識の向上というのが基本目標1なんですけれども、なかなか意識の醸成は、 見えにくいものなのですが、この多様性の理解ですとか、地域共生の理解と いう部分が、人づくりですとか場づくりなど、ほかの基本目標の土台にもな ると整理していて、まずは他者理解の精神がなければ、ボランティアも育た ないし、地域活動も発生しないので、それにつながっていくように意識の醸 成を最初にしていこうというのが、基本目標1ということで整理したことに なります。

40ページ、基本目標2になります。こちらがしくみづくりについてで、具

体的には、福祉サービスですとか個別支援について掲げています。困りごとについて世代や生活環境によって個別に違うということがアンケート結果からもわかりましたので、一人一人の状況に応じた支援ができるように、きめ細やかなサービスの充実を図るというのが2-1の視点です。

具体的には、権利擁護の部分であります成年後見制度利用促進ですとか、生活困窮に関わる事業ですとか、高齢、障害の方々への日常生活を支えるような福祉サービスも、ここの分野に属します。概要版でも御説明しましたとおり、今回の計画から成年後見の計画についても、地域行政を実現するための重要施策の1つとして位置づけておりまして、地域福祉計画に内包する形で一体的に推進するということにしておりますので、詳しくは第3章のところで御説明しますけれども、この地域福祉計画の中では、この基本目標の2-1の視点に成年後見が位置づけられる、というふうに整理をしています。

続いて、41ページですけれども、こちらが相談窓口の充実についてです。 今現在も各種相談窓口はあるんですけれども、住民にとって相談しやすい環境があることと、その相談した先から支援につながることというのを目指していく視点になります。各種相談事業というのが、うちの局だけではなく、いろいろな分野でありますので、そこの窓口の充実というのが2-2に組み込まれることになります。

続いて、2-3になりますけれども、2-2が相談の窓口の充実ということだったのですが、それに関連するというか、より具体的に設定する新しい分野として、2-2は、これまでどおり計画して実施していくんですけれども、これまでの体制では対応し切れなくなってしまっている制度の狭間ですとか、複合的な課題について取り組むというのが2-3です。具体的に言いますと、重層的支援体制整備事業というのが当てはまりまして、8050問題やヤングケアラーなど、1つの分野ですとか1つの部署だけの対応ではなくて、部署や分野を横断して解決に向けて連携すべき問題について、ここでは取り扱いたいと思っております。

重層の取組については、43ページと44ページの図で詳しく説明をしたい と思っています。

ここの42ページの下段のところでは、複合的課題の事例として、ヤングケアラーについて1つ取り上げておりまして、市の中の所管は福祉の部門ではなくて、こども未来局になるんですけれども、地域福祉の課題として、具体的にどういった内容かというのを、語句説明として掲載させていただきまして、読んだ方にイメージしやすいような形でお示ししました。

では、45ページの基本目標3の御説明をいたします。基本目標3は地域活動、活発な地域活動と、それに参加する住民参加についての目標になっております。

まず取組の視点3-1では、地域住民同士の交流にスポットを当てておりま

して、地域での課題、地域でのつながりが薄れているというのを課題として 言われていると思うんですけれども、地域住民が気軽に集えるような場所、 老人福祉センターですとか子育て支援センターなど、地域の身近な範囲で交 流ができる場所っていうのをつくりたいと考えております。具体的には書い てあるような事業になります。

続いて、46ページが、取組の視点3-2になりますけれども、3-1で地域の方々が交流できたらいいということと、さらにそこから踏み込んで、交流するだけではなくて、地域で眠っている課題について、気づいて、それを住民同士で共有して課題解決に向かって話し合ったり、その課題解決のために活動できるような場が必要なのではないかと思いまして、掲げてあります。具体的に言いますと、地域の関係者で集う地区懇談会ですとか、地区社協さんとの連携の場が挙げられます。

取組の視点3-3、下の段ですけれども、ここは社会参加についてです。基本目標4、これから御説明する人づくりにも関係してきますけれども、これまで活動をされていた方々が高齢になられて、その役割を新たに次の世代に引き継ごうにも、現状なかなか難しい状況があると思いますので、地域活動の担い手を特定の世代ですとか支援組織に頼るばかりではなくて、誰もが地域活動を担う一員となれるように仕組みをつくりたいと思います。文字どおり、ここでは誰もがというふうに書いているんですけれども、その中には、当然元気な御高齢の方も含みますし、いわゆる就職氷河期世代ですとか刑務所の出所者で立ち直りをこれから目指している方など、様々な境遇の人がここには含まれると考えておりまして、そういった方々が社会参加をすることで、自分の役割を見つけて、地域の中で活躍できるようにというのが、ここの目標になっております。具体的には、生涯活躍推進のまち静岡の取組や高齢者就労支援などが事業として挙げられます。

続きまして、47ページの基本目標4について御説明します。

ここでは先ほども申しましたとおり、人に焦点を当てております。地域福祉の分野だけでなく、様々な分野で担い手不足というのは言われていると思いますが、それをどう解決していくかということで、3つの取組の視点を立てました。

まず4-1では、世代を問わず個々の地域住民ができることを活かしたいということで、誰もがボランティア活動ですとか地域活動に参加しやすい仕組みをつくるということで、先ほど申しました3-3の視点とも関係してきますけれども、これまで特定の人だけが関わるということではなくて、新たな担い手が育ち、自分に合った活動を自由に選択できるような仕組みをつくりたいと思います。ボランティア活動が参加しやすくなる条件として、活動時間ですとか活動内容が自分の暮らし、生活に合っていること、例え一人でも気軽に参加できることなどが、市民アンケートでも声として上がっておりま

したので、これまでの既存のボランティア活動の局面にとらわれることなく、新たな参加者の獲得ということを目指して、間口を広げて、一人一人ができることを引き出すための試みをしたいと思っております。具体的な事業としては、ボランティア養成講座やシニアサポーター事業などを引き続き行っていきます。

続いて、48ページの4-2ですけれども、それらの活動の担い手の方々は、自分の活動がしやすくなるような環境を整えるという視点になります。 具体的に言いますと、地域で活動を行っている団体さんへの支援ですとか、 その団体さんの活動費や活動場所の確保ですとか、民生委員、児童委員さん の研修なども、ここには含まれます。

続いて、4-3ですけれども、担い手といっても、地域住民だけではなくて、 企業や事業所など、地域の中にある様々な社会資源を活用していこうという ものです。民間企業さんですとか大学などの教育機関も含めて、地域にある 様々な機関を担い手として発掘しまして、そちらで持っているそれぞれのノ ウハウを生かして、地域で活動していただきたいというのが、4-3の視点 となっております。

続いて、基本目標5ですけれども、こちらは続けるつながりづくりです。ここまで地域活動ですとか担い手にスポットを当てて御説明をしてきましたけれども、それらをつなげてネットワークを循環させる、継続していくということが必要になります。

取組の視点の5-1では、地域住民同士でつながることで、地域の支え合いを行うというものです。まずは近隣住民同士で顔の見える関係性をつくって、お互いさまとよく言いますけれども、そういった精神で、困りごとを相談し合い、いざというときに助け合える関係性をつくりたいということです。具体的な事業としては、民生委員さんによる高齢者実態調査ですとか、まかせて会員、おねがい会員というファミリーサポートの事業などが、ここにはまさに該当すると考えております。

取組の視点5-2についてです。こちらは具体的に地区社協というのを、言葉で表現しておりまして、静岡市の特徴として、各地区の地区社協が活動体として活躍されているというのを聞いておりますので、それをもう目標として、ここに掲げようということで、社協と相談しまして取組の視点として入れさせていただきました。地域活動をしているいろんな団体ですとか、いろんな主体の活動の中心といいますか、地域をつなぐハブとして地区社協が活躍してほしいということです。

続いて、視点の5-3ですけれども、50ページになります。

ここでは、先日も起こりましたけれども、災害時の地域のつながりというと ころにスポットを当てています。災害時にという表現ではなくて、ここでは、 災害時にも機能するということで、平常時でも災害時でも両方という意味合 いで、ここでは表現してありまして、アンケート結果にもありましたとおり、地域の結びつきが希薄化している一方で、緊急的な時ですとか、災害時に頼れるのは、やはり隣近所のおつき合いですとか、地域の方々だということで、日頃からの声かけですとか、いざというときの情報共有ですとか、そういった助け合いを小さな単位でもつくっていくという、支え合いの関係性をつくっていくというのが、この5-3の目標です。そのネットワークを広げることで、そういった災害のときにも機能する地域というのを目指したいということです。具体的な事業としては、災害時要支援者名簿ですとか、地区防の訓練ですとか、地域主体でやっているつながりづくりについて、ここでは記載しております。

以上が第2章の基本目標と、それぞれに対応している具体的な取組についての説明です。説明文だけでは、やはり退屈だと思いますので、現行の計画にもあるようなコラムとしまして、各地域ではこういったことをやっていますよという地域活動の紹介ページなんかを随時入れていきたいなと思っております。具体的には子ども食堂ですとか、ほかの団体との協定というような内容を今は検討しております。

第1章、第2章については、私からは以上になります。

○江原会長 ありがとうございました。第1章、第2章の基本目標とその視点について、それでもかいつまんでですけれど、説明していただきました。これについて、この段階で御意見、御質問等ございますでしょうか。

それでもかなりボリュームのある部分です。社協の活動計画と基本目標、視点など共有してつくられているということ。

古井委員、お願いします。

○古井委員 社会福祉士会の古井です。40ページなのですが、基本目標2、寄り添うというところで、具体的な取組の中に、丸の中ではそれらしきものがあるのですが、日常生活自立支援事業が非常に今ニーズが高くなっている。成年後見制度が代行決定中心で、これの見直しも今進められておりますので、本人の意向を尊重して支援する枠組みとして、非常に有効であり、本人にとってもメリットが高いものとニーズが高まっている中で、なかなか現状では利用に行き着かないという課題があると思います。ですので、ぜひ具体的な事業として、政令市ですので、実施主体として市の社会福祉協議会が担っていますので、日常生活自立支援事業という名称を、この矢印の、右矢印のところに入れていただいて、この拡充をぜひお願いしたいと思っているところです。意見ということで、よろしくお願いいたします。

○江原会長 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

○天野委員 3 7ページのイメージ図なんですけど、前回のときに結構失礼なことを言ってしまって気にはなっているんですけれども、今回、意識づくりの手の上に、

しくみづくりというので、分かりやすいなとは思うんですけれども、多分、これ見開きで見るかとは思うんですけれども、左の四角が、例えば育むで四角で囲ってるんですけど、じゃ、右とどう違うんだろうって、一瞬見たときに、どこがどう対応しているのかが一瞬分からなくて、そのメモの中で意識づくりっていう意味が書いてはあるんですけれども、ぱっと見たときに分かりにくいなと思ったので、もしあれでしたら、色とかを一緒にしていただくとか、動詞で書くということだったんですけど、右の図はなぜか〇〇づくりではあるんですけど、何かちょっとこれ、多分同じことを図にしてるとは思うんですけれども、その言葉を明確にね。短い言葉では書いてはあるんですけど、もうちょっと多分、右と左からいく、ぱっとするのが分かるようにできるのではないかなと思ったので、一応意見ということで、すみません。

○江原会長

ありがとうございました。このポンチ絵についてはかなり御意見ありましたし、今の御意見だと、36、37が余りつながりにくいというようなところですので、ここは業者が入って修正するようなこともおっしゃっていましたので、その辺のところを今はぜひお願いしたいと思いますし、ポンチ絵って、その絵だけ見て、この内容が分かるという、必要なので、説明、その36、37、もう少しやっぱりきちんとしていく必要があるかなというふうに、私個人は思います。

ほかにいかがでしょうか。

○増田委員

全体として、とてもよくできている構成というふうに思います。ちょうど先日、市社協の皆さんとお話ししたときに、市の方が中学生でも分かるような計画にしたいですとおっしゃったのは、本当に印象深いスタートになりました。何かと専門的な言葉を通して説明をしたいという欲求にかられるんですけど。でも、中学生が見たときに、こういうことが実践されているんだな、計画されているんだなという、そんな優しさを持った、つまり市民に語りかけるようなそうした内容というのは大事だな。大分そうしたことに近づいていった印象を持ちました。

もう一つ、それはそれとして、ここに地域福祉を取り巻く現状という中で、かなりデータが用意されているように、このデータの取扱いって難しいんです。つまり導入部として、このデータをお示しすると、逆に、そこが市民からすると、何かこう、何ていうかな。入り口が重たくなってしまう。むしろ少し概成、概要して必要なところは最後に付録として載せて、そちらに番号を振っていく。つまり本体の中で、そういった話題が出たところに番号を用意してあげて、ここを、じゃ、もっと数字やデータが確認したければ、付録のところを、もう1ページ御覧くださいという御案内をしていくみたいな、そちらのほうがいいかなというふうに思いました。それぞれのところにもう一言つける、取組の視点というふうなことを入れてくださることで、大きなテーマが少し具体化されていって、さらにそこに個別の事例、取組が出され

ていますが、こういったこうレイアウトといいましょうか、形式というのがいいなと。関心を持つだけではいいかなというふうにも思いました。

それから、最後におっしゃった、何でしたっけ。ひと休みじゃないですが、コラムこれが随所に空白があることに、これ以上軽いタッチで入っていったほうがいいですよね。静岡市のいろんな方々が、いろんな活動をしている子供たちや青年たちが、今、学校活動があるみたいなところが、ちょっとそこへこう軽く紹介されていると、また読む人にとって話題提供、情報提供になるかなという気がしました。

○江原会長

ありがとうございました。幾つかの御意見ありましたけど、データの見せ方とかね。示し方と、あと、コラムに関しては、文章が結構ボリュームあるので、やっぱりそこは写真とかね。箸休め的なやつを、軽くなるような部分で、そういうのを活用すると、それが随所、これから入っていくということなので、その辺のレイアウト等についても、今後、検討してください。ほかにいかがでしょうか。

○古井委員

すみません。もう一点いいですか。個別の話になりますが、42ページの重層的支援体制整備事業のところで、実は6月のこの会合で学校の酒井先生が、学校というところがなかなか計画の中にないという御意見があったと思います。ちょうど42ページはヤングケアラーの問題も具体的に掲げていますので、学校とか、あるいは、教育委員会、行政というところで、教育委員会も、もしかしたら入ってくるのかもしれないのですが、受け止める側としては、やっぱり学校教育委員会ということが、具体的にこういう計画の中で盛り込まれていくと、この重層的支援体制整備の中で関わりがしやすくなるのかなということで、何とか言葉として、具体的に盛り込んでいただけるといいのかなと思った次第です。以上です。

○江原会長

はい。ありがとうございます。

ほかは、よろしいでしょうか。

僕から質問ですけど、サブタイトルについては、これから資料に基づいて御説明というところで、気になったのは、やはり具体的な事業について、これまでのもの、今、古井先生から日常生活自立支援事業の言葉を入れるというようなことで、それを拡充していくというのが1つの大切な視点、ポイントだというお話がありましたけど、何かサブタイトルに静岡っていう言葉を入れる。何か静岡らしさっていう、その辺の事業というのが、これ既存のものを拡充していくっていう感じなので、それがあると、よりサブタイトルにふさわしいかなというふうに思ったので、それは後で、またサブタイトルについて検討するということなので、意見というか考えを示しました。

よろしいでしょうか。

○増田委員

1つだけ。いろんな市町がSDGsを取り上げています。特に浜松とか富士市とか、それ、SDGsの1つのテーマとしてらっしゃる市町、特になので

すが、この6ページのSDGsが、一体全体として、どこにつながってるのかというのが、市民にとって意外と分かりにくいんですよね。この5つの対策という中に、実はSDGsが息づいているんだよということが分かるような、ちょっとこうあれがあると、全体がこう静岡市の1つのポリシーとして、こうした1つの事業がSDGsの実現につながってるんだという主張はあるべきかなと。ちょっと工夫をしてくださると、1ついいかなというふうに思いました。

ポンチ絵は、見る人によって本当に様々な意見が出てきますので、よし、これだと思っても、また別の方が見ると、分かりやすかったり分かりにくかったりしますので、それは本当にこれから工夫が要るところではないかと思います。厚労省がつくるようなものを詳細過ぎてポンチ絵とは呼べないようなものをつくっても仕方がないんですけど、もっとそれ自体がぱっとアピールできるようなものに近づけていく、これから、またこの絵を通してやっていただけたらというふうに思いました。よろしくお願いいたします。

○江原会長

どうぞ。

○事務局

すみません。ありがとうございます。SDGsとの関連性ということで、どこかにそのアイコンですとか、どの内容が関係しているというのが分かるようにつくりたいというお話もちょうど出ていたんですけれども、今回、あえて第1回のときに話題になっていた、市社協さんで動詞の案が出たときに、育むとかつながるというのをアイコンで示したものがあったと思うんですけれども、そちらと混ざってしまうと、余計分かりにくくなって、いろんなアイコンが飛び交うような感じになっちゃうかなっていうところも今調整中でして、SDGsの流れも書きたいし、この基本目標では、こういうことを言っているというアイコンも載せたいしというところで、今悩んでいるところでして、また御相談させていただけたらなと思いました。

○増田委員

分かりました。他の市町、いろいろ見たんですけど、やっぱり先行してないですよね。アイコンをぽんぽんっと並べてるだけで、じゃ、そのアイコンがその内容のところつながっているかということには、なかなか市民にとってはハードルが高いかな。一工夫、二工夫要るということを、今おっしゃったことが、そのとおりだというふうに。

○江原会長

ありがとうございました。今後、検討していくということで、ただ計画の案について、そのSDGsの関連がかなり出てきて、この辺のところの工夫を、今後、必要だなというふうに思います。ありがとうございました。

ほかはよろしいでしょうか。また全体を通して、最後に次の3章以降の説明を聞いて、皆さんのご了承をいただきたいと思いますので、それでは、続きまして、第3章、第4章、この資料配付について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

福祉総務課の塩谷と申します。第3章につきましては、私から説明させてい

ただきます。座って失礼いたします。ページとしましたら51ページからは第3章になります。こちらで第2期の静岡市成年後見制度利用促進計画というところでページを割いて記載をさせていただいております。

内容としましては、まず計画策定の背景というところで、成年後見制度が障害ですとか認知症の方など判断能力が不十分な方に対して権利を守るよというところで、そういった役割があるというところを記載しております。

背景としましては、認知症高齢者数等が年々増加しておりまして、今後も、その権利擁護支援が必要となる方というところの増加が見込まれるというところを記載しております。前段の説明でもあったんですけども、こちらが地域福祉基本計画の中の基本目標に寄り添う仕組みづくりというところの主要事業として位置づけておりまして、権利擁護という側面から地域共生社会の実現を進めていくために計画を策定しますとしています。

その後の国の動向につきましては、前回の分科会でもお話をさせていただい た内容にはなりますので、こちらについては割愛をさせていただきます。

続いて、53ページ以降です。前半のデータのところにも抜粋して載せているんですけども、成年後見制度に関係するような数字ですとかグラフを載せさせてもらっています。ちょうど先週、成年後見制度の利用促進協議会を開催させていただきまして、その中で、こちらのデータについては、前段でもあったんですけども、説明書きというか、どういう分析をしているかというところを記載したほうがいいんじゃないかということでお話がありましたので、また、そちらについては、今後、反映をさせていただこうと思っております。状況としましては、こちらの前回の分科会でお話をしている内容が主にはなってくるんですけども、利用者数ですとか申立て数についても、ここ数年については伸びているというところでしたり、先ほど古井委員からお話がありました日常生活自立支援事業についても、相談件数、契約数ともに増えているような現状があります。

54ページにいっていただきまして、こちらは番号が飛んでしまっていて申し訳ないんですけども、市長申立てと報酬助成利用支援事業と呼ばれるものについても、年々増加をしているような状況です。10番の相談件数につきましても、この成年後見支援センター開設以降、どんどん件数が伸びている状態でして、今年度につきましても、月で100件前後のような相談を受けている状況です。

11番の市民後見人の養成についてというところなんですけども、こちらの数字なのですが、今年度中に6人選任される予定ではあるのですが、計画 策定のタイミングによっては、まだ選任の手続が行っていない可能性がある ものですから、実際の数字を書かせていただいて、下に注意書きで何月時点 のものであり、3月末までには6人選任される予定ですというふうに記載さ せていただく予定です。 続いて、55ページに移ります。

ここから市における成年後見制度に関する課題というところで上げさせていただいております。まず制度の認知度の低さというところで、地域福祉に関する市民アンケート調査からの結果なんですけども、成年後見制度について御存じですかという質問に対して、赤い四角の①の部分です。20代から30代の若い世代においては、約8割が制度の名前も内容も知らない。または、名前は知っているが、制度の内容までは知らないというふうに回答をしています。

また、②番、40代以上においても、三、四割の方については、名前を知っているが、制度の内容までは知らないというふうに回答をしております。このことから特に若い世代に対する認知度が低いことですとか、制度の名前を知っていても、内容までは知られていないという現状が伺えます。

続いて、②制度の利用に対する積極的な意識というところなんですけども、 あなた自身や御家族が認知症等になり、判断が十分にできなくなった時に、 成年後見制度を利用したいと思いますかという質問に対しまして、利用した いと思わないという方と分からないという方の合わせた割合が全体で約4割 から6割という数字になっています。60代以上につきましては、半数以上 の方が、そのように回答をしているところです。このことから、約半数の方 が制度の利用に対して消極的な意識を持っていらっしゃるということが分か ります。これにつきましては、制度の内容や利用するメリットというものが 十分に理解されていないということでしたり、制度を利用しにくいと感じて いる方が一定数いることによるものと考えられます。

続いて、56ページに移ります。

③番の後見人等の担い手不足というところなんですけども、全国的にも後見人等の担い手は、親族中心から弁護士ですとか司法書士、社会福祉士のような専門職の割合が高くなっておりまして、静岡市においても、令和3年度に選任された後見人等のうち約75%が専門職でした。専門職の方にも受任できる数に限りがありますので、必要な人に後見人等をつけることができるように担い手を確保していく必要があると考えています。

また、市民後見人養成研修修了者数に対する市民後見人選任者数が2割程度 となっていることもあるものですから、市民後見人の受任と地域福祉の担い 手としての活動を推進するスキームの確立と、そのフォロー体制の強化とい うものを行う必要があると考えています。

④番が、中核機関の機能維持と強化です。こちらについては、今後、権利 擁護支援を必要としている方が増えていくと考えられる中で、成年後見制度 を含めた権利擁護支援策の利用の促進がされ、利用者が増えていくことを想 定すると、現在の中核機関の体制では機能維持が難しくなっていくと考えら れます。そこで、中核機関が担っている機能を整理し、強化すべき機能と地 域連携ネットワークの中までに分散できる機能等を整理する必要があると考えています。

続いて、計画の成果指標なのですが、こちらについては、地域福祉基本計画の中に内包されているものになりますので、基本理念、基本目標及び成果指標に基づき、8年にわたり事業を進めていきますとさせていただいております。成年後見制度の具体的な成果指標につきましては、国の動向を行った上で、地域福祉基本計画の実施計画において定める予定です。

続いて、5番なんですが、計画の体系ということで、図を載せさせていただいているんですけども、詳しい内容につきましては、次ページ以降で記載をしておりますので、58ページを御覧ください。

成年後見制度利用促進計画における基本施策ということで、3つ大きく分けさせていただいております。基本的には、国の計画に沿った形で作成はさせてもらっているんですけども、まず1つ目が、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりというものになります。それについては、現に権利擁護支援を必要としている人を含めた地域に暮らす全員が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えて、多様な主体が連携する仕組みをつくっていきます。

ほか権利擁護支援のニーズの顕在化や、認知症高齢者の増加等により、後見人等の担い手の確保、育成の重要性は増しており、あわせて本人の意思、特性、生活状況等に合わせて、適切な後見人等を選任、交代できるようにする必要があります。そのため、市民後見人、法人後見、専門職後見人等のそれぞれの役割に応じて活躍できるよう、担い手の確保、育成を重点的に取り組んでいきます。また、制度の利用検討段階、申立て段階、利用開始後のどの段階においてもチーム支援を行える体制を目指していきますというふうにさせていただいております。

この中で取り組む内容として、まず重点的な内容として、先ほど申し上げた 多様な担い手の養成というところを掲げています。具体的な内容としまして は、市民後見人候補者の養成支援の継続実施、市民後見人受任ルートの拡大、 新たな担い手の参画についての検討というところを上げています。

それぞれ具体的に目指す姿としましては、まず市民後見人養成についてですけども、市民後見人養成研修を継続するとともに、修了後も支援を行い、本人の意思を尊重しながら後見活動を行えるようにフォローする体制がつくられていくところを目指します。

市民後見人受任ルートにつきましても、多くの方へ支援が行き届くように、 かつ市民後見人候補者の方が活躍できる場が増えるように、関係機関と協議 を行い、ルートを拡大するというところが目指す姿になっております。

新たな担い手の参画につきましては、新たな職種の専門職団体の参画ですとか、法人後見の担い手を養成するための方法を検討し、家庭裁判所等と協議

を行い、新たな法人後見団体立ち上げのための支援が行われている状態を目指します。

それ以外に必要な取組としまして、成年後見支援センターの運営ということで、こちらについては、相談支援ですとか広報研修機能の中核を担い、権利 擁護支援に向けた本人、関係者間のコーディネートが行われている状態を目 指します。

チーム支援につきましては、中核機関のコーディネート機能を強化し、権利 擁護支援の形成、自立支援が行われている状態を目指します。

あとは、協議会の運営ということで、様々な主体と連携を行い、情報共有と 制度の運用改善について継続的に検討を行うことを目指します。

続いて、59ページ、②番、尊厳のある本人らしい生活を継続するための制度への運用改善というところを御覧ください。

こちらについては、本人の自己決定権を尊重し、法律行為等の内容に本人の意思と選好、価値観を反映するために、本人の特性に応じた意思決定支援の浸透を重点的に進めていきます。加えて、家庭裁判所と関係者と連携を行い、本人のニーズや課題、状況の変化に応じて適切な後見人等の選任、交代を推進していきます。さらに、利用者が安心して利用できるように、未然に不正を防止するために、利用しやすさとのバランスをとっていきますということで記載させていただいております。

こちらの施策についての取組の内容としましては、まず重点的なものとして、 意思決定支援の充実というところを掲げております。具体的な内容としまして、意思決定支援に係る研修の実施とガイドラインの普及というところであったり、市民後見人養成研修修了者の意思決定支援への参画。あとは、受任 者調整会議の機能強化というところを上げております。

目指す姿としましては、意思決定支援のところにつきましては、権利擁護支援に関わる者を広く対象として研修等を行い、本人の意向を尊重した意思決定の支援が行われている状態を目指します。

養成研修修了者のところにつきましては、地域社会の担い手不足戦略として、 意思決定支援等への参画を促進し、より活発な地域活動が行われていること を目指します。

また、受任者調整会議につきましては、複合的な課題を抱えた方が適切な支援につながるように体制が強化されている状態を目指します。

その他、必要な取組としまして、家庭裁判所との情報交換、調整というところで、家庭裁判所と密に連携を行い、より適切に成年後見制度が利用されるように調整が行われている状態を目指します。

不正の防止につきましては、広報、研修活動を通じて、市民後見人や親族後 見人を含めた権利擁護支援の関係者に対し、不正防止の啓発が行われている 状態を目指します。 次のページ、60ページを御覧ください。

最後の施策としまして、総合的な権利擁護支援策の充実というところを掲げています。こちらについては、成年後見制度を含めた様々な権利擁護支援との連携を行い、本人にとって最善の支援の選択ができるような環境を整備します。加えて、社会情勢の変化や国の制度改正等に柔軟に対応していきます。また、静岡市認知症ケアセンター「かけこまち」等との連携を強化し、将来に向けた備えという観点からも、権利擁護についての取組を進めてまいります。加えて、新たな連携、協力体制の構築により、運営の透明性と担い手を確保しつつ、生活支援サービスや意思決定支援を行える体制について検討していきますと記載させていただいております。具体的な取組としましては、総合的な権利擁護支援策の充実というところで、任意後見人制度の普及に向けた啓発活動というところでしたり、ほかの権利擁護支援事業との連携についての検討実施というところを掲げています。

任意後見制度については、多くの方が任意後見制度を活用していけるように、 任意後見制度をテーマとした研修会や講演会を行い、普及啓発を行う状態を 目指します。

他の権利擁護支援事業との連携につきましては、先ほどお話もあった日常生活自立支援事業などの他の権利擁護支援事業と適切に連携を行い、必要な方に必要な支援が届く体制が整備されている状態を目指します。

その他、必要な取組としまして、市長申立て及び報酬助成の継続実施というところで、必要に応じた運用改善というところを上げております。こちらについても、資産状況や親族関係等、本人を取巻く状態にかかわらず、適切な支援を受けることができるように、ニーズに合わせた利用支援事業を行っているというところで記載をしています。この報酬助成等のところにつきましては、先日の協議会でもかなり多く意見をいただきまして、適切な方に、このままだと支援が届かなくなってしまう可能性があるというところの御指摘等もいただきましたので、こちらについても、引き続き検討を進めていきたいと考えております。

続いて、11番ですが、計画の評価及び進行管理というところで、それについては、協議会において計画の進捗状況の把握、課題の抽出、解決に向けた検討等を行うとともに、こちらの地域福祉専門分科会において計画の評価と進行管理を行いますというところで記載をさせていただいております。第3章についての説明は以上です。

○事務局

すみません。続けて、第4章についての説明もさせていただきます。61ページからになります。ここでは計画の推進体制とさせていただいておりまして、1番、2番で進捗管理ですとか推進の体制について御説明をしています。

簡単に申し上げますけれども、この会議であります地域福祉専門分科会において、成果指標の振り返りですとか、活動の内容について、事業について評

価をいただいたり、御報告させていただいておりまして、あわせて市社協さんの方と地域福祉活動計画策定委員会でも、同じようにお諮りして御意見をいただいているという体制をとっております。この計画自体は8年間の計画ですけれども、4年ごとに前期、後期で分けておりまして、中間見直しも必要であれば行いまして、計画を実行性のあるものにしていきますという御説明となっております。

3番のところですけれども、成果指標(仮)とさせていただいておりまして、今日、机上にもお配りさせていただいている現行計画の第3次計画の方では、特に成果指標といった数値目標がない状態でして、4年後ごとの実施計画の方で成果指標は設定しているというような状況です。ただ、この8年間の計画をつくるにあたって目指すものが何かしらないと、評価することが難しいということで、仮でつくってみたんですけれども、今現在、市全体で第4次総合計画の策定に作業を取りかかっておりまして、全体の中で分野ごとに分野別計画というのがあります。うちの局のほうで健康福祉という計画を担当して、今並行して作成の作業をしているんですけれども、その中で設定している「静岡市は互いに助け合う暮らしやすいまちだ」と思う市民の割合というのを、総合計画の分野別計画で成果指標にしようという動きが今ありまして、それに合わせて、こちらの地域福祉計画の8年間の目標もそろえて、成果指標にしてはどうかと考えております。

令和元年度の調査値で、こちら54.9%という数値が出ておりまして、それが8年後、どのぐらいの目標値にするかというのを今検討しております。めくっていただきまして、その意識調査だけでは、定性的な指標のみになってしまうので、62ページで参考資料として、幾つか補助的な指標の案も掲載してみました。これについては、基本目標ごとに何か補助指標があったほうがいいとは考えているんですけれども、今現在、基本目標1の意識づくりの部分については、具体的な指標が思い浮かんでないものですから、今後、市社協さんと一緒に検討はしていきたいなと思っております。これも、まだほかの基本目標2から5についての案の段階でして、関係機関で持っている各課の事業、関係機関とか各課で持っている事業が関連している事業もありますので、今後、各課の方で何か成果指標になり得るようなもの、参考指標になり得るものがあれば、そういった意見も取り入れながら、具体的に指標を定めて8年後の目標も設定していきたいと考えております。

資料編については、まだ作成の途中でして、今考えているのは、会議の開催状況ですとか、令和3年度に実施しました市民アンケートの結果を丸ごと載せようと思っているのと、12月以降に実施するパブコメの結果についても、丸ごと載せようと考えております。

第4章は短いので、以上になるんですけれども、今日、お配りした2枚のA 4横の資料の当日資料①と当日資料②についても、今御説明をさせていただ こうと思います。

まず1で、サブタイトルについてなんですけれども、今回までで一応、基本 理念と基本目標を含めて、大まかな方向性が定まってきたなとは考えている んですけれども、サブタイトル、今回、冊子の中で入れているのは、一応、 仮ということで、イメージがつきやすいようにということで、案の段階です けれども、既に書かせていただいております。サブタイトルが、「誰一人取 り残さない みんなのしあわせを しずおかで」ということで、そこの下に 意見も書いているんですけれども、丸が賛成意見で、三角は懸念していると ころなんですけれども、「誰一人取り残さない」というのは、SDGsの理 念に合っているのでいいということと、あと、「しずおかで」という言葉を 入れたことで、どこの計画だというのが分かりやすい。ただ、基本理念で、 「だれもが ここで暮らしつづけたいと思う」という「だれもが」でスター トしているので、サブタイトルでも「誰一人」というふうに入れてしまうと、 冒頭の「誰」が重複してしまうイメージがある。あとは、基本理念をあえて シンプルに、どのようにも受け取れるようにしたという経緯があるんですけ れども、一見、地域福祉計画だとは分かりにくいかなというところがありま して、サブタイトルでは、それを補足したいとは思っているんですけれども、 このサブタイトルだと、ちょっと補足の部分が弱いかなというふうに思って おりまして、例えば理念とサブタイトルが、このまま入れ替わってもしまっ ても、余り意味として大差ないかなという印象があります。あとは、また、 「みんなのしあわせを」ということで、「しあわせ」という言葉のイメージ が、いいイメージもあるとは当然思うんですけれども、入れにくい部分では あるかなという意見も出ております。あとは、最後の言葉を「しずおかで」 というふうに終わっているんですけれども、それに続く言葉として思い浮か ぶのが、「しずおかで実現しよう」ですとか、「しずおかでかなえよう」だ と思うんですけれども、しずおかで、で止めることによって、語尾がないの で、余りはっきりしない印象もあるかなというところを懸念しています。

その下の四角の枠の中ですけれども、基本理念で伝えたい内容は何なのかというのを改めて考えますと、計画の本書の31ページに今回、記載させていただいた長い文章なのですが、これを表現したいと考えている中で、①番の「誰一人取り残されることなく」というのが、「だれもが」という言葉で言えるのではないかということと、②番の住み慣れたその場所にこれからも住み続けたいと思うというのが、「ここで暮らし続けたい」という言葉で表現できていると考えているのですが、「その人らしく生きることができる」とか、「住民が主体となって」というような要素がまだつくられていないのではないかと考えておりまして、サブタイトルは基本理念の補足的な意味と、その理念に向けて、どのように行動するのかというのが分かるサブタイトルがいいなと考えておりまして、それを踏まえて、別案1と2を出させていた

だきました。

1つ目が、「みんなでつくる あったか共生のまち しずおか」これは住民 主体でつくり上げたものだということを強調したことと、福祉の計画である ことを強調したこと、あと、しずおかというのも入れました。

もう一つが、「一人ひとりが主役となって 共生のまち静岡をつくろう」これは、誰もがその人らしく生きるとか、生涯活躍の意味を一人ひとりが主役となってという表現をして表したことと、つくるということの動詞として強調したという案になっています。

1と2どちらも福祉という直接的な言葉を避けまして、共生という言い方をして表現をしてみましたが、まだどの案がいいというのは、具体的に決まってはいないんですけれども、このあたりを今後、検討して、何か1つサブタイトルを決定しなければいけないなと思っておりますので、もしよければ、御意見をいただきたいなというところです。

続いて、当日資料②に話が移りますけれども、すみません。御覧ください。 こちらなのですが、基本目標は先ほどから申しているとおり5つに定めさせ ていただいたんですけれども、今回の計画において、第3次から第4次にな ったということで、じゃ、具体的に何に力を入れたいのか、何を重点施策に するのかというのが、計画本書の中では出てこないので、別紙にまとめさせ ていただきました。青色で重点というのが市の重点施策と考えているんです けれども、今日、間に合わなかったのですが、市社協さんの重点施策も、何 か重複するものがあると思いますが、市社協独自で、これを重点にしたいと いうのもあると思いますので、別の色で重点という形で表現したいなと、今 は考えております。

説明しますと、基本目標1は置いておきまして、基本目標2-1のところです。赤字で書かせていただいている権利擁護の推進というところで、成年後見制度の利用促進を重点としたい。あとは、2-3で包括的な支援体制の整備ということで重層を今後、進めていくことになると思いますので、こちらも重点としたいと考えています。

3-3ですけれども、こちらが社会参加の場を増やして、誰もが活躍できる地域ということで、今つくっている4次総ですとか別の部署でつくっている計画、全世代活躍のまちづくり計画の方でも、社会参加ですとか生涯活躍という言葉、非常にポイントとされておりますので、それに合わせて、地域をつくる方々の活躍ということで、重点にしたいと思っております。

あとは、これも課題として重要なので、基本目標4の人づくりの中にも重点を1つ定めたいんですけれども、民生委員さん、児童委員さんと担い手の方々の活動しやすい環境を整備するというのを重点とさせていただきました。

あとは、基本目標5-3ですけれども、こちらも災害についてですけれども、 ネットワークづくりということで、避難行動要支援者避難支援事業を重点と させていただいています。

最後に、基本目標1なんですけれども、こちらは個別の取組の視点で重点というわけではなくて、基本目標全体で、今回、底上げといいますか、まずは 意識づくりからほかの目標にもつながっていくと考えているので、福祉その ものを重点とさせていただきました。

これらの重点目標も、今つくっている4次総の重点施策と整合を図ってつくっているという状況です。当日資料についての説明は以上です。第4章についての説明も以上となります。

○江原会長

ありがとうございました。第3章の成年後見のところで新しく、この地域福祉計画のための配布資料を丁寧に説明していただきました。

○事務局

続いて、すみません。ごめんなさい。事務局からですけれども、第3章と第4章と当日の資料等について、今説明をさせていただきましたけれども、第3章の成年後見については、少し専門的な内容でもありますし、成年後見制度利用促進協議会という別の協議会でも検討させていただいておりまして、その内容も反映させていくというところでいって、残りのお時間もありますので、ぜひ第4章の計画の推進体制と、この基本理念、当日配付資料の基本理念等の部分について、この時間ではお時間、委員の皆様からお時間をいただけたら、大変ありがたいと思っております。

○江原会長

今の事務局から、当日資料の中でサブタイトルについてと、あと、当日資料の②の重点についての説明がございましたけど、まずこれについて、御質問、御意見等お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○増田委員

もう時間がありませんので、3点だけ申し上げたいと思います。

1つは、第3章は、このままだと、この計画の中に、これが第3章としてあるのは、ちょっと唐突過ぎます。というのは、地域福祉、つまり権利擁護を地域で支え守ると、育てるというふうな趣旨の中で、これは出てこないといけないですね。多くの計画の中心計画を見ましても、必ず成年後見、入っています。もう国策ですから、入れざるを得ない。でも、これまでの流れからして、第3章に突然、第2期云々促進計画、ぽんっと出てきちゃってる。市民はこれを知育してる、どの位置づけで、これが入ってるんだろうかということの説明がない。それは乱暴だろうな。下のほうに二、三行だけ、寄り添う仕組みを云々と書いてますけど、これでも説明不足。だとしたら、主題、副題をつけて、ここにこそ成年後見等であることに権利擁護、それを地域で理解して支え育むということが大事なんだよという、ここにちょっと説明があれば、ここに入った趣旨、市民にはよく分かるというのが、私のまず1点目です。

2点目は、個別支援の①のところですが、地域福祉計画も活動計画も、テーマを策定するときは、私は3つと思ってるんです。つまり横軸に地域、ネットワークでもいいですが、地域性ということを主張する。つまり、静岡なら

静岡の計画なんですね。羽島市の計画ではありません。だから、横軸は、そこが出てこないといけない。縦軸は、赤ちゃんから、あるいは、胎児からお年寄りまでの多様なライフステージ、多様な世代がそこに携わっていただくということですね。

もう一つ、これだけだと平面なので、奥行きが要るんです。実際、この計画の中で大事にしていこうとしている理念、価値観、本心は何なんだと。SDGsとかいろいろあるだろうと思うのですが、この3つがちょうどうまく立体的に、このコンセプトの中に盛り込まれたときに、初めてすっきりといくと思うんですね。何がそこに、何でこういう言葉を盛り込んで、それがなきゃいけないんだって思うでしょ。ただそれだけで議論してたら、好き嫌いですよね。主観の問題ですよ。だけど、基本的に、こういった地域社会というテーマを設定するときは、コピー、キャッチコピーをつくるときは、今申し上げた縦軸、横軸、奥行きというものを想定しながら、それを基本的には踏まえて、言葉をつなぎ、表現するというのが基本、私は大事だというふうに考えます。参考にしてくださいねというふうに思います。

もう一点だけ。最初のダイジェスト版のところですが、かなりボリューム あるダイジェスト版というふうに思いました。第3次をどこまで入れ込んで いくのか、というのは、これ、書き方次第ですから、第3次入れる必要ない かという意見もあろうと思いますし、第4次だけをきちっと主張すればいい じゃないかということになろうかと思うので、ここの・・・大事ですけど、 どのぐらいのボリュームでダイジェスト版をつくるかな、概要版をつくるか なというところが、ちょっとふっと気になりましたので申し上げました。特 に変更がというわけではありません。以上です。ごめんなさい。

○江原会長

ありがとうございました。貴重な御意見ありがとうございます。 ほかにいかがでしょうか。

お願いします。

○佐々木委員

佐々木です。56ページから57、58ページにかけてのことなんですけども、後見人等は今不足している状態と、私はこの文面では思うんですけども、選任された後見人等は75%が専門職であったという状況だったということが書いてあります。で、専門職受任できる数も限りがあるということで、市民後見人も、やっぱり必要だという内容だと思いますけども、でしたら、やっぱり58ページにも書いてあるとおり、市民後見人をやはり候補生ですか。そのためのフォローですかね。フォロー、育成ですか。そういった関係も必要で、関係機関との連携も、やっぱり必要かと思いますけども、それで市民後見人がね。もっと増えるような行政の頑張りということもあると思いますけども、選任された後見人が専門職であると。それで、市民後見人も、今後はね、もうやっぱり必要かと思いますので、特に重点目標として取り上げて、これからもね。いろいろな関係機関との連携を拡大して、そういった市民後

見人を育ててほしいかなと、こう考えております。ぜひこれを取り組んで、 特に重点ということで取り組んでほしいと、私は思います。

○江原会長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○若月委員

同じく市民後見人のことで御質問なのですが、54ページのところに、一番下に先ほど御説明がありましたが、裁判所で市民後見人に選任された延べ人数は、令和5年、来年の話になりますが、5人、延べ6人ぐらい選任される予定であると。で、今現在、この名簿掲載者数というのは、これは研修を受けられて、そして、何ていうんでしょうか。資格を得られた方々が28名、登録されて、選任待ちというような形の方々というふうに理解してよろしいですか。

○事務局

すみません。ありがとうございます。今おっしゃっていただいたように、市 民後見人候補者名簿の掲載人数というのは、市民後見人養成研修を修了した 方のうちで、登録の希望のあった方ということになります。状態としまして は、単純に選任されることを待っているというわけでもなくて、実際に受任 をするに当たっての法人後見支援員として、少し活動の実務を積んでいる方 ですとか、あとは、実際に受任につながるためのマッチングを行っているよ うな方もいらっしゃるような状況です。その方々と、あとは、実際、受任を、 登録はしたんだけども、今別のお仕事をされている方とか、まだそこまでの 余裕がないよということで、登録はしているんだけども、活動につながって いない方というのも、一定数いらっしゃるような形にはなるので、後見の受 任待ちという、単純に受任待ちというわけではないかなというふうに。

○若月委員

そうすると、この市民後見人というのは、例えば社会福祉士さんとか弁護士 さんとか、そういう方も含まれてはいる。それはないよ。別ですね。

○事務局

それは別です。はい。

○若月委員

なので、28名の方が、今どういうふうな活動というのかを今教えていただきましたが、私の記憶では、1年間、座学があって、もう一年は、何かそういう実地のいろんな講習があって、結構長い期間拘束、講習の拘束をして、その中から選ばれている方々なので、もう選ばれた時点で、何らかの活動をされているかなっていう。その意味では、28名が多いのか少ないのか。待機され、まあ待機というのか、要するに候補者として28名が多いのか少ないのかが分からなかったものですから。それと、例えば弁護士さんとか、そういう専門職の方々と市民後見人という方々を比べると、その信頼性がどうなのかっていう。要するに、そこが今新たな制度として設けられているところの積極的にお願いしたいというのが分からないっていう意味は、多分そういうところだと思うので、民生委員さんと対して変わらない方々が権限を持っているという意味合いにおいて、市民後見人という名前に平たく言うとなってるような感じを受けて、受けざるを得ないというところで、皆さん、何

か不安を感じていらっしゃるんじゃないかと思うんです。その辺のところの PRをもうちょっとやっていただいて。それから、待機しているときにも、 いろんなこの補助的な活動をなるべくやっていただけるように、特に相談セ ンターなんかの窓口にも、こういう方々がついていただいて相談を受ける、 受けていただくという、そういうポジションでもいいのかなと思っているの で、幅広く待機だけではなくて、活動していただけるような何か仕組みをつ くっていただければ、ありがたいと思います。

○事務局

ありがとうございます。おっしゃるとおり、その市民後見人養成研修を受けて、せっかく受けていただいている中で、なかなかその活動の先がなくなってしまうというのは、大変もったいないことだとこちらも感じておりますので、そこも含めて、次期の計画の中で、その活動の場を広げられるように、もちろん市民後見人としての活動もそうなんですけども、それ以外にも活動できる場、活躍できる場というのは多くあるかと思いますので、どういったことが可能かというところを含めて検討させていただければと思います。

○若月委員

お願いいたします。

○増田委員

私は県内の社協の日常生活自立支援事業の係を持っているのですが、県内の多くの市町、この市民後見の方々が、生活支援等に関わって、実際には、かなり現場をこうなんていうかな。自らトレーニングなさってらっしゃるんですね。まさに利用者本人のそういった経験を通して、改めて自分たちの専門性を磨いてきたところがありますので、今それをお話がなかったので、あえて、いや、実は多分、本市もそうだと思うんですね。どのぐらいかという数字は覚えてませんけども、日常生活自立支援事業に深く関わってきてくださってるということは申し上げておきたいと思います。

○江原会長

ありがとうございます。

○佐々木委員

1ついいですか。すみません。初歩的な質問なんですけども、今になって何だって言われるかもしれませんけど、市民後見人の養成研修っていうのは、これは毎日行っているんですか。毎日って、週5回とか。2年間ですよね。2年間、例えば週休2日だとすると、1週間5日ということでやってるのでしょうか。

○事務局

すみません。一応、研修につきましては、大体月に一、二回程度を行っておりまして、それが基礎編の座学で、実務編ですと、実際に、それこそ日常生活自立支援事業の訪問の際に一緒に行って研修を行うというような形で行っているので、そんなに毎日というわけではないですが、大体月に1回か2回というようなペースで行っております。

○佐々木委員

分かりました。すみません。

○江原会長

ありがとうございます。成年後見のところに結構御意見がございますけども、 それはそれでいいかなというふうに思いますが、増田先生から3つの視点と いうかポイントを示されましたけど、このサブタイトルについてはいかがで しょうか。重たい宿題になるんじゃないかなというふうに思いますけれども。 別案も1、2とつくられていますが、何か御意見はございませんか。

特にないようであれば、またあれば、事務局にもっとキャッチーというか奥 行きも含めたものが含まれるようなサブタイトルも含めて御意見をお願いし たいと思います。

それでは、全体を通してで結構ですので、もし何かございましたら、この場であれば、御意見、御質問等を承りたいと思いますが、よろしいでしょうか。ここまでつくられたの、非常に大分時間も費やしたでしょうし、また、市社協の計画との関連性もあって進めていきたいと思いますが、現段階で、まだ今日の御意見を踏まえた上で検討していく部分がございますけども、この計画のことについて、この今の現段階のところについては、これでお認めいただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、また御意見等ございましたら、事務局にお願いいたしたいと思います。

それでは、本日の用意された議事は、これで以上となります。無事に審議 を終えたということで、ありがとうございました。

それでは、司会へ進行をお返しいたします。

○事務局

委員の皆様、活発な御議論をありがとうございました。閉会に当たり次回の 専門分科会の開催時期ですが、2月頃を予定しておりますことを御連絡させ ていただきます。開催時期につきましては、できるだけ早く御連絡をさせて いただきたいと思いますけれども、日程調整のほどをよろしくお願いいたし ます。

それでは、以上をもちまして、令和4年度第2回静岡市健康福祉審議会地域 福祉専門分科会を終了いたします。お疲れさまでした。ありがとうございま した。

(閉会)

静岡市健康福祉審議会地域福祉専門分科会 会長

江原勝季